

ようこそ宇都宮へ フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市の交付する ようこそ宇都宮へ フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助交付金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本市の拠点区域の民間賃貸住宅に転居した若年夫婦世帯又は子育て世帯、新卒採用者、結婚を希望する女性に対し、家賃に要する経費の一部を補助することにより、拠点形成の促進や定住人口の増加、少子高齢化等の本市の都市課題への対応を図り、ネットワーク型コンパクトシティの形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定に基づき本市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (2) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号の規定に基づき本市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (3) 高次都市機能誘導区域 前号に設定する区域のうち、高次都市機能誘導区域として本市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (4) 市外在住者 転入日（宇都宮市民となった日をいう。以下同じ）以前の3年間のうち連続して2年以上市外に居住していた期間を有するとともに、かつ転入して1年未満の者又はこの者を含む世帯をいう。
- (5) 市内在住者 前号に該当しない者又は世帯をいう。
- (6) 民間賃貸住宅 建物の所有者と居住者との間で賃貸借契約が締結された、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、市営住宅、県営住宅、サービス付き高齢者向け住宅または事業主等から貸与された住宅を除く。
- (7) 若年夫婦世帯 婚姻の届出が受理された夫婦で、申請日の属する年度の末日において、夫婦のいずれもが40歳未満である世帯をいう。
- (8) 子育て世帯 申請日の属する年度の末日において、義務教育終了前の子とその親がいる世帯をいう。
- (9) 新婚世帯 同居した日（同一住所に住民登録した日）以後1年以内に婚姻の届出を

し、受理された世帯、又は婚姻して1年未満の世帯

- (10) 結婚を希望する女性 本市で結婚を希望する、とちぎ結婚支援センターに登録等の結婚活動を行う女性をいう。
- (11) 市内企業 市内の個人事業者又は法人事業者若しくは市内の本店、本社又は支店、営業所、その他事業拠点をいう。
- (12) 新卒採用者 申請日の属する年度の末日において、大学、短大、専門学校、高等専門学校、高等学校、中学校その他学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校を卒業見込み、又は卒業後3年以内の者で、市内企業に新たに就職する29歳以下の者をいう。
- (13) 月額所得 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の例に準じて算出した額をいう。

（補助対象世帯）

第4条 補助金の交付対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、申請日において次に掲げる要件を満たす世帯とする。

- (1) 平成31年4月1日以降、「居住誘導区域、高次都市機能誘導区域又は都市機能誘導区域」（以下「補助対象区域」という。）に転居した若年夫婦世帯、子育て世帯、新卒採用者、又は結婚を希望する女性であること。ただし、若年夫婦世帯、子育て世帯については市外在住者に限る。
- (2) 世帯に属する者いずれもが当該民間賃貸住宅の所在地に住民登録していること。
- (3) 世帯に属する者いずれかが当該民間賃貸住宅の賃貸借契約の賃借人であること。ただし、新卒採用者、結婚を希望する女性については、自らが賃貸借契約の賃借人であることに限る。
- (4) 世帯に属する者いずれもが当該民間賃貸住宅への転居日から起算して遡り1年間は、補助対象区域に居住していないこと。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 居住誘導区域から高次都市機能誘導区域及び都市機能誘導区域への転居
 - イ 都市機能誘導区域から高次都市機能誘導区域への転居
- (5) 世帯に属する者のうち、収入のある者すべての前年の月額所得の計が43万円以下であること。
- (6) 世帯に属する者いずれもが、市内に自己の居住の用に供することができる住宅を所有していないこと。

- (7) 世帯に属する者いずれもが、市税の滞納がないこと。
- (8) 自治会に加入していること。
- (9) 世帯に属する者いずれもが、過去にこの要綱及び廃止前の宇都宮市若年夫婦子育て世帯家賃補助制度による補助金の交付を受けていないこと。
- (10) 民間賃貸住宅の家賃に関し、他の制度による公的助成を同時に受けていないこと。

(補助対象世帯の特例)

第4条の2 新婚世帯に限っては、前条第4号に定める規定について、夫婦のいずれかが補助対象区域に居住していないこととする。

(補助金額)

第5条 補助金の区分、基準及び上限額は、以下のとおりとする。

- 2 市外在住者の補助金額は、別表1に規定する基準のうち該当するものに係る補助額を合算した額とし、12万円を上限とする。
- 3 市内在住者の補助金額は、別表2に規定する基準のうち該当するものに係る補助額を合算した額とし、6万円を上限とする。
- 4 補助金の交付は、一世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に別表3に掲げる書類を添えて、補助対象区域に転居した日から3か月を経過し6か月以内の間に市長に提出しなければならない。ただし、新婚世帯の場合は、転居の日もしくは婚姻の届出が受理された日のいずれか遅い日から3か月を経過し6か月以内の間とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、その結果を交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、交付決定内容に変更があった場合、その内容について、14日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 第1項の届出があった場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

(補助金額の確定)

第9条 補助金の確定額が第7条または第8条の交付決定額と相違ない場合は、交付決定

通知書を補助金確定通知書とみなす。

(交付の請求)

第10条 交付決定者は、交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出は、交付決定日から1か月以内に行わなければならない。

(交付決定の取消・補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、交付が決定されている補助金の全部もしくは一部を取り消し、交付決定取消通知書により当該交付決定者に通知するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 交付の決定日から1年以内に転居したとき。ただし、やむを得ない事情の場合は除く。

2 市長は、前項の事実が発生したときは、速やかに補助金返還命令書により、当該補助金の全部または一部の返還を当該交付決定者へ命ずることができる。

3 当該交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、前項の命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(様式)

第12条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表1（第5条第2項関係）

区分	基準	補助額	備考
(1) 市外在住者に係る補助[基本額]	補助対象区域の民間賃貸住宅に転入したとき	4万円	※市外在住者に係る補助金の額は、(1)の基本額に(2)の加算額の基準のうち該当するものにかかる補助額を加算した額となる。 ※単身女性については、「ア」から「ケ」を合計した額を4倍した額を加算する。ただし加算できる額は上限4万円までとする。
(2) 市外在住者に係る補助[加算額]	高次都市機能誘導区域内の民間賃貸住宅に転入したとき	2万円	
	前住所が東京圏であったとき	2万円	
住環境に係る加算	以下の項目に該当したとき ア 近居する世帯 イ 子育て支援施設近くでの居住する世帯 ウ 二地域居住世帯 エ 新婚世帯 オ 3人以上の子と同居しており、18歳未満の子が1人以上いる世帯 カ 4人以上の子と同居しており、18歳未満の子が1人以上いる世帯 キ 勤労者がいる世帯 ク 市内企業へ就労している世帯 ケ テレワーク勤労世帯	1項目につき1万 （上限4万円） ※「キ」については、勤労者1人につき1万円	

別表 2 (第 5 条第 3 項関係)

区分	基準	補助額	備考
(1) 市内在住者に係る補助[基本額]	補助対象区域の民間賃貸住宅に転入したとき	2 万円	市内在住者に係る補助
(2) 市内在住者に係る補助[加算額]	高次都市機能誘導区域内の民間賃貸住宅に転入したとき	2 万円	金の額は(1)の基本額に(2)の加算額
住環境に係る加算	以下の項目に該当したとき ア 近居する世帯 イ 子育て支援施設近くでの居住する世帯 ウ 二地域居住世帯 エ 新婚世帯 オ 3人以上の子と同居しており、18歳未満の子が1人以上いる世帯 カ 4人以上の子と同居しており、18歳未満の子が1人以上いる世帯 キ 勤労者がいる世帯 ク 市内企業へ就労している世帯 ケ テレワーク勤労世帯	1項目につき1万 (上限2万円) ※「キ」については、 勤労者1人につき1万円	の基準のうち該当するものにかかる補助額を加算した額となる。 ※単身女性については、「ア」から「ケ」を合計した額を2倍した額を加算する。ただし加算できる額は上限2万円までとする。

別表 1, 2 内の用語については以下のとおりである。

東京圏…東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県

前住所…申請日時点の住所に転居, 転入する前の住所

近居…市内の同一小学校区内又は隣接小学校区内において, 世帯員いずれかの直系尊属の世帯が別に居住していることをいう。

子育て支援施設…未就学児が通う保育園, 幼稚園をいう。

二地域居住世帯…市外に自己名義の居住の用に供する住宅又は賃貸住宅と契約している世帯をいう。

新婚世帯…同居した日（同一住所に住民登録した日）以後1年以内に婚姻の届出をし、受理された世帯，又は婚姻して1年未満の世帯

勤労者…労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者，法人経営者及び個人事業主をいう。

テレワーク勤労世帯…市外で就労する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者，法人経営者及び個人事業主であって，自己の居住の用に供する住宅で情報通信機器を利用した業務を常時の勤務形態とする者がいる世帯をいう。

別表3（第6条関係）

添付書類の種類		備考
(1)	世帯に属する者すべての住民票の写し	
(2)	民間賃貸住宅契約書の写し	
(3)	卒業証書の写し，卒業証明書，又は卒業見込証明書	新卒採用者の場合
(4)	内定通知書，勤務地証明書，又は勤務地予定申告書	新卒採用者の場合，勤労者加算を受けられる場合，又は市内企業への就労に該当し加算を受けられる場合
(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ結婚支援センター登録証又は登録を証明するもの ・民間の結婚相談所の登録を証明するもの ・婚活パーティー，イベントの参加者，アプリ登録等を証明するもの ・その他，結婚活動をしていることが確認できるもの 	結婚を希望する女性の場合
(6)	夫婦の記載のある戸籍抄本又は婚姻受理証明書	新婚世帯の場合
(7)	世帯に属する者のうち，収入のある者すべて	

	ての所得を証明する書類	
(8)	市税完納証明書	
(9)	自治会への加入を証明する書類	
(10)	近居世帯に属する者全ての住民票の写し 戸籍全部事項証明書	親元近居に該当し加算を受ける場合
(11)	未就学児が託児所，保育園，幼稚園に通園していることを証明する書類	子育て支援施設近くでの居住に該当し加算を受ける場合
(12)	加算対象住宅に係る不動産登記事項証明書 又は賃貸契約書	二地域居住世帯に該当し加算を受ける場合
(13)	同居家族状況表	3人以上の子と同居しており，18歳未満の子が1人以上いる世帯に該当し加算を受ける場合
(14)	テレワーク従事証明書	テレワーク勤労世帯に該当し加算を受ける場合に限る。
(15)	その他市長が必要と認める書類	

制定文（平成30年4月1日告示第151号）

平成30年4月1日から適用する。

改正文（平成31年4月1日告示第123号）

平成31年4月1日から適用する。

改正文（令和元年8月28日告示第301-3号）

令和元年8月28日から適用する。

改正文（令和3年4月1日告示第134号）

令和3年4月1日から適用する。